

〔預金商品概要説明書〕

〈期日指定定期預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	期日指定定期預金
2. 販 売 対 象	個人の方のみ
3. 期 間	●最長預入期間 3 年、据置期間 1 年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後から 3 年後までの間の任意の日をご指定できます。（預金の一部について満期日を定めるときは 1 万円以上の金額で指定して下さい。） ただし、満期日の指定をするときはその 1 ヶ月前までに通知することが必要です。 ●預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入	
	預 入 方 法 一括預入
	預 入 金 額 100 円以上 300 万円未満
	預 入 単 位 1 円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。 （1 万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。）
6. 利 息	
	適 用 金 利 ●固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利 払 方 法 満期日以後に一括してお支払いします。
	計 算 方 法 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとの複利計算
7. 税 金	お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	_____
9. 付 加 で き る 特 約 事 項	●総合口座のお取扱い 個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高 200 万円（ただし預入定期預金の 90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率） ●マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税（ただし、この定期預金の預入限度額まで）でご利用いただけます。

〔預金商品概要説明書〕

10.	中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別紙〈定期預金の期限前解約利率一覧 表3〉の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
11.	金利情報の入手方法	金利は店頭に表示する金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12.	苦情処理措置・紛争解決措置	●<u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申し出ください。 (9時～17時、フリーダイヤル：0120-802-546) ●<u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13.	その他参考となる事項	●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元金継続型……満期日にお利息を元金に加えて継続します。 (ただし、新元金は300万円未満とします。) 元金継続型……満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけを継続します。 ●この預金は「期日指定定期預金規定」によりお取扱いたします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ●預金保険の対象です。